3　都道府県等が行った措置に対する検証等

(1)　これまでに都道府県等が行った措置及び今後行おうとする措置の内容

特定産業廃棄物については、これまでも都道府県等により特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行政処分及び行政指導等が行われてきている。しかしながら、指導を開始した時期の遅れ、法的効果を伴う行政処分の未実施等の理由により、不適正処分が継続し、生活環境の保全上の支障が生じることとなった事案が散見される。

このため、都道府県等は、特定支障除去等事業を実施する事案ごとに特定産業廃棄物が存在した事実を確認した時期、地域住民からの情報提供の時期及び内容並びにその対応状況、特定産業廃棄物が存在する区域への立入検査の経緯及び確認した支障の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して廃棄物処理法に基づき行った報告徴収、立入検査、措置命令等の状況、現在に至るまでの期間に行うべきであった措置及び今後行おうとする措置の内容並びに当該措置の実施体制等について第三者である学識経験者等を交えて検証し、その検証の結果を実施計画に記載することとする。

なお、これらの検証を行った結果判明した組織上又は個人の責任及び当該責任に関して都道府県等において講じられた措置等についても、実施計画に記載することとする。

また、実施計画を変更する場合においては、特定支障除去等事業開始からの経緯を踏まえて、都道府県等が行った措置について、必要に応じて再度検証を行い、実施計画に記載することとする。

(2)　不適正処分の再発防止策

都道府県等においては、(1)で行った特定産業廃棄物に係る事案の検証結果を踏まえ、今後の不適正処分の再発防止に向けた具体的な対策を実施計画に記載することとする。

特に、これまでに都道府県等が行ってきた措置に関して、検証の結果、不十分であった事項については、検証結果を踏まえた対策の充実を図るとともに、その実施状況について実施計画に記載することとする。

4　特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置

(1)　特定産業廃棄物の処分を行った者等から徴収する費用の考え方

特定支障除去等事業に要する費用については、本来は特定産業廃棄物の処分を行った者等が負担すべきものであり、廃棄物処理法第十九条の八第一項に基づく措置を講じた場合であっても、その責任を厳しく追及する必要がある。このため、特定支障除去等事業を実施する場合であっても、引き続き、措置命令及び特定支障除去等事業に要する費用の徴収を特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行うものとする。また、あわせて特定産業廃棄物の排出、収集運搬等を行った事業者等において、特定産業廃棄物の撤去等自主的な措置が講ぜられるよう、都道府県等から働きかけるものとする。

さらに、都道府県等は、特定支障除去等事業に要する費用の算定に当たっては、廃棄物処理法第十九条の八第二項から第四項までの規定により特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込み及びその算定根拠を記載することとする。この場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等からの費用の徴収の見込みが過小とならないよう、都道府県等における費用の求償の方法等についても実施計画に記載することとする。

廃棄物処理法第十九条の八第一項の規定に基づき都道府県等が自ら支障の除去等の措置を行った場合において、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する費用の徴収については、同条第五項の規定により準用する行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第六条の規定に基づき代執行に要した費用の徴収は国税滞納処分の例、すなわち、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五章の規定の例により行うことができる。したがって、差押え、質問検査、捜索等の強力な権限行使が可能であることから、都道府県等は、これらの手続に精通している都道府県等税徴収担当部局の協力を得るなど、様々な手段を通じて費用の徴収を行うものとする。このほか、民事保全法に基づく資産の仮差押え等、事業に要した費用の徴収を容易にするための措置を適切に講ずるものとする。

なお、実施計画の変更に当たっても、特定産業廃棄物の処分を行った者等へ実施している措置に係る状況を実施計画に記載することとする。

三　その他特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に際し配慮すべき重要事項

1　特定支障除去等事業の実施時における周辺環境影響への配慮

都道府県等が特定支障除去等事業を行う場合においては、事業を実施する区域の周辺、産業廃棄物の搬出路周辺等において、水質汚濁、産業廃棄物の飛散等の生活環境への影響が生じないよう、環境の保全のための具体的措置を講ずるよう配慮するものとする。

また、特定支障除去等事業の実施に際して、周辺の生活環境のモニタリングを計画的に行うとともに、その結果を公表するものとする。あわせて、特定支障除去等事業の終了に際し、その事業効果を確認するための調査を行い、その結果を公表するものとする。

特定支障除去等事業において事故及び不測の環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時の関係者等に対する連絡体制、対応要領等について事前に整理するとともに、問題が生じた場合等にあっては、速やかに問題の解決を図るよう努めるものとする。

2　都道府県等相互の協力及び連絡調整

特定産業廃棄物には都道府県等の区域を越えて移動してきたものが多く見られることから、特定産業廃棄物が存在する都道府県等のみならず、特定産業廃棄物の排出事業者等が所在する都道府県等においても、当該排出事業者等に対する指導等を適切に行っていく必要がある。

このため、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する廃棄物処理法に基づく報告徴収及び立入検査を実施する場合には、これらの者が所在する都道府県等と特定産業廃棄物が存在する都道府県等が共同して行うこととする。また、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う特定支障除去等事業に要した費用の求償についても、これらの者が所在する都道府県等は、特定支障除去等事業を行った都道府県等の求めに対して積極的に協力するものとする。

複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案であって、それぞれの都道府県等が特定支障除去等事業を実施する場合には、当該事案に関する事業内容を一体のものとした全体的な対策方針を共有し、当該対策方針を踏まえてそれぞれの都道府県等が定める実施計画が効果的に周辺の生活環境の保全上の支障の除去等を行うものとなるよう、当該事業の内容、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及、周辺の生活環境対策等について十分な調整を図るものとする。

3　国における関係都道府県等の間の連絡調整等

国は、都道府県等の支障の除去等に関する取組を促進するため、都道府県等における実施計画の策定状況及び事業実施状況について、毎年度把握及び公表を行うとともに、特定産業廃棄物が存在する都道府県等と特定産業廃棄物の処分を行った者等が所在する都道府県等との調整を図ること及び情報交換の促進に努めるものとする。

また、国は、特定支障除去等事業が都道府県等において円滑に実施されるよう、必要な助言、指導、支障の除去等の方法に関する知見の提供その他の援助の実施に努めるものとする。複数の都道府県等の区域にまたがる特定産業廃棄物に係る事案については、関係都道府県等の間における全体的な対策方針等に関する調整及び情報交換の促進に努めるものとする。

4　関係市町村、住民への説明

特定産業廃棄物が存在する区域、その周辺の市町村及び住民は、直接的又は間接的に生活環境の保全上の支障を被るおそれがあることから、都道府県等による特定支障除去等事業の実施に当たっては、その事業内容等について十分な理解を求めていくことが必要である。このため、都道府県等においては、実施計画の策定又は変更段階において、事業の内容、処理方法、周辺の環境対策等について関係市町村や住民に対する十分な説明と意見聴取を行うこととするほか、事業の実施段階においても、事業の進捗状況、処理等に関する情報を積極的に公開するものとする。

なお、関係市町村とは、特定産業廃棄物が存在する区域を管轄する市町村のほか、通常の場合、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる地域を含む市町村を含むものであり、その範囲は地域の状況に応じて都道府県等が判断するものとする。